

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長の専決処分に関する規則

(専決処分)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第15条及び第16条の規定にかかわらず、次に掲げるとき、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長（以下「理事長」という。）は、その議決すべき事項を専決処分することができるものとする。

- (1) 役員会が成立しないとき。
- (2) 理事長において役員会を招集する暇がないとき。
- (3) 役員会において議決すべき事項を議決しないとき。

2 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の役員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(役員会の委任による専決処分)

第2条 役員会の権限に属する次に掲げる軽易な事項については、理事長において、これを専決処分することができるものとする。

- (1) 全額寄附金及び委託金を財源とする経費の収支予算の補正を行うこと。
- (2) 特別会計に属する収支予算の補正を行うこと。ただし、財源を一般会計から繰入に求めるものは除く。
- (3) 法令の定めるところにより当然必要とする学則等の規定の改廃又は軽易な改正をすること。
- (4) 収支予算をもって定めるものを除くほか、新たに1件の見積価格50万円以下の義務を負担し又は権利を放棄すること。
- (5) 法律上公立大学法人静岡文化芸術大学の義務に属する1件500万円以下の損害賠償額の決定及びその和解に関すること。

2 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の役員会においてこれを報告しなければならない。

(規則の改廃)

第3条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行する。